

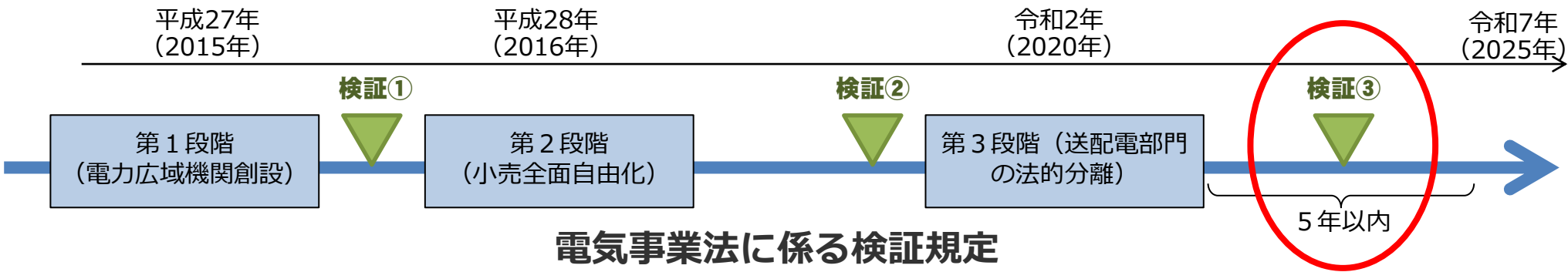
第3弾改正電気事業法の施行から5年までに実施する 電力システム改革の検証の進め方について

2023年12月26日

資源エネルギー庁

第3弾改正法における検証規定

- 2015年に成立した第3弾の改正電気事業法においては、検証規定が設けられている。
- 具体的には、①小売全面自由化前、②2020年4月の送配電部門の法的分離前、**③法的分離後**、それぞれのタイミングにおいて、**法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況、料金水準等について検証**を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨を規定している。



(電気事業に係る制度の抜本的な改革の実施に係る検証等)

附則第七十四条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するための電気事業に係る制度の抜本的な改革の段階的な実施を踏まえ、**次の各号に掲げる期間の適当な時期において、それぞれ当該各号に定める状況並びに当該改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及び電気の需給の状況、電気の小売に係る料金の水準その他の電気事業を取り巻く状況について検証を行うものとする。**

一 (略) 二 (略)

三 **この法律の施行後五年を経過する日までの間 第三条の規定による改正後の電気事業法の施行の状況**

2 政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置、電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする。**

検証の進め方①：検証の主な項目

- 前回の検証に引き続き、第3段階の施行後の検証について、本委員会において御議論いただくこととしたい。今回は、一部経過措置は残るものの改正法全体が施行された後の検証であることから、電力システム改革全体に渡る検証を行うこととしたい。
- このためには、電気事業法附則の検証規定を踏まえつつ、電力システム改革専門委員会報告書（2013年）の項目に沿って検証を進めることが考えられる。加えて、近年、特に必要性が増している脱炭素化に向けた電力システムの在り方も重要であるところ、今後の検証項目について、御議論いただきたい。

電気事業法附則に基づく検証項目

- 改正法の施行の状況
- エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
 - 供給力確保
 - 競争・市場環境の整備
 - 次世代型の電力ネットワークと分散型電力システムの構築
 - 脱炭素電源が活用できる事業・市場環境整備
 - 災害等に強い供給体制の構築
- 需給状況
- 料金水準
- その他の電気事業を取り巻く状況

第6次エネルギー基本計画『(11)エネルギーシステム改革の更なる推進』の主な項目のポイント

電力システム改革専門委員会報告書の主な項目とポイント

- I. **なぜ今、電力システム改革が求められるのか**
 - ・東日本大震災がもたらした環境変化、電力システム改革を貫く考え方 等
- II. **小売全面自由化とそのために必要な制度改革**
 - ・小売全面自由化、小売料金の自由化（料金規制の段階的撤廃、経過措置期間における料金規制 等）、需要家保護策等の整備、計画値同時同量の導入 等
- III. **市場機能の活用**
 - ・卸電力市場の活用、新電力の電源不足への対応、電力先物市場の創設、需給調整における市場機能の活用 等
- IV. **送配電の広域化・中立化**
 - ・広域系統運用の拡大、送配電部門の中立性確保の方式（所有権分離含む）、法的分離の実施、中立性確保のための必要な行為規制 等
- V. **安定供給のための供給力確保策**
 - ・供給力確保の仕組み、時間前市場の創設、インバランス制度の導入、中長期の供給力確保策（容量市場の創設 等） 等
- VI. **その他の制度改革**
 - ・自己託送の制度化、特定供給の扱い 等

検証の進め方②：有識者・実務者ヒアリングについて

- 電力システム改革全体に渡る検証を進めるにあたって、専門的や実務的な観点を十分に踏まえた上で検討を行うことが重要であることから、**有識者・実務者からの意見のヒアリングを実施**することとしたい。
- 次回の本委員会において、**電力システムに関する現状整理を行った上で、その後、半年程度かけて実施することとしたい。**

□ 議事の運営

- ・ 本ヒアリングは、公開する。
- ・ 配布資料、議事要旨、議事録については、原則として公開とする。
- ・ 電力・ガス基本政策小委員会において、検証内容に関する有識者・実務者を呼んでプレゼンいただき、その後、委員・オブザーバーとの質疑応答を行う。

□ ヒアリングの項目

- ・ 前頁の電力システム改革専門委員会の項目を基本とする。

□ ヒアリング候補者

- ・ 学識経験者、専門家、関係事業者、業界団体等から、事務局が選定する。

(参考) 第3弾改正法施行前の検証の際に示した 検証の進め方

- 今後、本委員会においては、前回に引き続き、第3段階の施行前の検証について、有識者の知見をいただくこととしたい。
- 主な検証項目としては、以下のようなものが考えられるところ、今後の検証の進め方について、御議論をいただきたい。

想定される主な検証項目

1. 改正法の施行の状況

- 広域機関の活動状況
- 全面自由化後の競争の状況・卸市場の活性化の状況 等

2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- 改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
- 改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等

3. 需給状況

- 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等

4. 料金水準

- 小売電気料金の推移 等

5. その他の電気事業を取り巻く状況

- 法的分離に向けた各種ルールの整備状況（行為規制等）
- 法的分離に向けた旧一般電気事業者各社における対応状況（システム対応等） 等

(参考) 第3弾改正法施行前の検証の 電力・ガス基本政策小委員会における審議

- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会においては、2018年9月に議論を開始し、8か月ほどの期間、合計7回にわたり議論を実施。

(2018年)

- 9月18日 (第11回) : 検証の進め方
- 11月 8日 (第12回) : 法的分離に向けた事業者の対応状況
- 12月19日 (第14回) : 小売電気料金の推移

(2019年)

- 2月 4日 (第15回) : 日本卸電力取引所 (JEPX) の活動状況
- 3月27日 (第16回) : 電力広域的運営推進機関の活動状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
- 4月26日 (第17回) : 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策、法的分離に向けた各種ルールの整備状況 (行為規制等)
- 5月28日 (第18回) : とりまとめ

(参考) 第3弾改正法施行前の検証のまとめ

料金水準

- FIT賦課金と原子力発電の停止による要因を除けば低下傾向。
 - FIT賦課金、原子力発電の停止の影響を含めると上昇。
 - 原子力発電の再稼働による料金引下げ、FIT負担軽減対策を引き続き進める。

需給状況

- 必要な供給予備率を確保見込み。
 - 2014年度以降、夏・冬に数値目標付きの節電要請を行っていない。
 - 加えて、中長期的な供給力確保の取組も進めているところ。

エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- エネルギー基本計画に基づき、政策対応を着実に実施。
 - 3E確保のための制度整備（容量市場や非化石市場の創設等）などを実施。
 - 今後さらに、再エネ主力電源化を含めた電源投資確保（調整力等）、電力ネットワーク改革を進める。

検証結果のまとめ

- 2020年4月の発送電分離に向け、事業者による準備は着実に進捗。
⇒改正電気事業法の規定に基づき、2020年4月に法的分離を実施。
- 政府としても、今後も不断の検証を行い、必要な措置を講じていく。